

# 障がい福祉サービス等Q&A

これまでに、岩倉市が特定計画相談支援事業所や地域自立支援協議会とともに検討してきた障害福祉サービスの運用方法について、Q&Aという形式で掲載しています。

またこちらに掲載されていない内容については、厚生労働省から示された「障がい福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」や、各関係通知などを確認してください。地域生活支援事業については、岩倉市の判断となります

## 目 次

1	支給決定	2
2	介護保険との適用関係	5
3	利用者負担	6
4	給付請求事務関係	9
5	介護給付費・訓練等給付費	
	居宅介護	12
	重度訪問介護	15
	生活介護	16
	就労継続支援・就労移行支援	17
	共同生活援助	17
6	地域生活支援事業	
	移動支援	18
7	障がい児通所支援	25

## 支給決定

Q 1 サービスを受給する際に必要となるサービス等利用計画とは何ですか？

A 1 障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されるときは、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」が必要となります。

障がい福祉サービス（障がい児通所支援）を利用される方が、地域で生活していくときに必要となる、さまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画です。

その内容は、市がサービスの支給決定を行う際に必要となるほか、実際のサービス利用時には関係機関の「共通の目標」となります。

障害福祉サービスと障害児通所支援のどちらも利用する場合には、「障害児支援利用計画」が優先となります。

ただし、移動支援や日中一時支援などの「地域生活支援事業」のみの利用の場合は、必要ありません。

Q 2 サービス等利用計画は誰が作ってくれますか？

A 2 計画は、市が指定する「計画相談事業所」（計画の作成を専門的に行う事業者）の相談員が作成します。計画作成の支援も「計画相談支援・障害児相談支援」というサービスの1種になりますので、福祉課にてサービス利用申請と一緒に申請していただきます。

計画相談事業所に頼まず、ご自身・ご家族で利用計画（セルフプラン）でも作成は可能ですが、ご本人への効果的なサービスの提供のため岩倉市ではみなさんに事業所による計画作成をお願いしています。

Q 3 計画相談支援事業所でサービス等利用計画が作成された場合、利用者の自己負担はかかりますか？

A 3 負担はありません。

作成する計画相談事業所には、市から報酬（給付費）が計画作成時及びモニタリング（計画内容の見直し）時に支払われます。

Q 4 サービスの利用申請を初めて行った場合、支給が決まるのにどれくらいかかりますか？

A 4 障害支援区分が必要でないサービスの場合は、おおよそ1か月くらいです。  
障害支援区分は福祉課職員による聞き取り調査と主治医からの情報を収集したうえで審査会での審査を経て認定されます。したがって、障害支援区分が必要なサービスの場合は、利用申請からおおよそ2か月くらいかかります。

Q 5 手帳を持っていないのですが、軽度の発達障がいがある児童はサービスを申請することはできますか？

A 5 手帳をお持ちでない場合でも、障がい（児）者等と認められる書類の提出があれば、サービスの申請は可能です。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

Q 6 重症心身障がい児の判定はどこが行っていますか？

A 6 重症心身障がい児の判定は、福祉課の判断となります。

Q 7 夏休みなどの長期休暇中は利用量を増やすことができますか？

A 7 可能です。  
長期休暇時に利用量を増やす必要があれば、ご家族から障害児支援利用計画作成の面談時に計画相談事業所の相談員に相談してください。  
相談員が作成した計画を参考に①長期休暇時に必要な支給量と②それ以外の期間の支給量を福祉課で支給決定し、受給者証に記載します。

Q 8 受給者手帳の記載がいっぱいになった場合は、どうすればいいですか？

A 8 記載欄を追加しますので、福祉課までご持参ください。

Q 9 受給者とサービス提供の契約を結びました。市へ報告する必要はありますか？

A 9 「受給者証」に契約情報を記載するとともに、市へ「契約内容報告書」を書面にて提出してください。  
契約内容の報告については、指定基準に定められています。  
ただし、短期入所については、契約内容報告書の提出は不要です。「サービス提供実績記録票」（以下「実績記録票」という。）に記載するとともに、サービス

提供の都度、受給者手帳に利用状況を記載してください。

Q 1 0 暫定支給決定とは何ですか？

A 1 0

● 暫定支給決定

正式な支給決定に先立って行われる短期間の支給決定です。

支給申請に係るサービスが、本人に適したものであるかどうかをあらかじめアセスメントすることを目的としています。

◎対象サービス

自立訓練（機能訓練、生活訓練）

就労移行支援、就労継続支援 A 型

◎暫定支給決定期間

2 か月以内の範囲で市が個別に支給決定を行います。

受給者証に暫定支給決定期間が記載されます。

◎暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をした事業者

(ア) 利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施します。

(イ) 暫定支給決定期間の満了日までに、当期間に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果を取りまとめ、モニタリング結果を市へ提出します。

(ウ) 市は 暫定支給決定期間を経て、サービスを継続することによる改善効果が見込まれるか否かを判断します。市が改善効果があると判断した場合は、引き続き支援を行うことができます(受給者証はそのまま使用することとなります)。市が改善効果が見込まれないと判断した場合は、利用者より受給者証の返還をしてもらいます。

Q 1 1 高等部卒業式後の春休み中から生活介護を利用予定している場合に、生活介護等に通わない日に放課後等デイサービスを利用することは可能ですか？

A 1 1 できません。

児童福祉法上、生活介護等の「者」向けのサービスを受給できる利用者については放課後等デイサービスの利用を認めない、とあるためです。

したがって、同時期に支給決定はできないためどちらかを選択してください。

## 介護保険との適用関係

Q 1 2 介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは、介護保険サービスが優先されるとの話を聞きました。介護保険の対象となる方は障がい福祉サービスを受給することはできないのでしょうか？

A 1 2 介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは介護保険サービスが優先されます。また、介護保険サービスが利用可能な障がい者が介護保険の要介護認定を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明させていただき、要介護認定の申請をするようにご案内をしています。

しかし、当該サービスの利用について介護保険サービスが受けられないなどの場合には、障がい福祉サービスにて支給決定することができます。

以下のケースに該当する場合を想定しています。

### ・介護保険サービスには相当するサービスがない場合

行動援護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、移動支援、同行援護、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助については、介護保険サービスには相当するサービスがありませんので、障がい福祉サービスにて支給決定を行います。

### ・在宅の障がい者で介護保険サービスの提供量だけでは、支援が不足していると判断される場合

在宅の障がい者で、申請に係る障がい福祉サービスについて市が必要であると認める支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付だけでは確保することができないと認められる場合は、当該障がい福祉サービスを支給決定することができます。

### ・介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など

介護保険サービスによる支援が可能な障がい者が介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合で、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合は、障がい福祉サービスを受給することができます。

### ・その他やむを得ない事情により、福祉課にてその必要性を認める場合

個別に対応する必要があるため、申請時に福祉課へ相談をしてください。場合によっては介護保険のケアマネジャー等の意見書が必要な場合もあります。

### Q 1 3 生活保護受給者の場合、障がい福祉サービスと介護保険のサービスの関係

A 1 3 生活保護受給者であっても、介護保険認定者は、原則、介護保険のサービスが優先となります。ただし、40歳から64歳の方で、生活保護を受給されている方（健康保険に加入していない方）は、介護保険を利用することができないため、生活保護の介護扶助を利用することになりますが、生活保護の補足性の原理により障がい福祉サービスが、介護扶助より優先されることとなりますので、障がい福祉サービスを利用することができます。

Q 1 4 障がい福祉サービスを受給していましたが、介護認定の結果「要介護」に認定されたため、介護保険のサービスへ移行しました。

再度、介護保険サービスの要介護認定を受けたところ「非該当」になってしまいました。介護保険のサービスが利用できなくなるため、障がい福祉サービスを利用したいのですが、可能ですか？

A 1 4 市がサービスの必要性があると判断した場合、利用可能です。

## 利用者負担

Q 1 5 利用者負担の見直しは、いつ行われますか？

A 1 5 1年に一度見直しが行われます。居住系サービス（施設入所、グループホーム）を利用されている方は毎年7月に、その他のサービスを利用されている方は、受給者証の更新時に見直しが行われることとなります。

Q 1 6 利用者負担の上限額はありますか？

A 1 6 あります。

支給決定障害者等の属する世帯の収入等に応じて、障害福祉サービス、障がい児通所支援ごとに1ヶ月の利用者負担上限月額を定めます。当該上限月額を超えて利用者負担額を支払うことはありません。

なお、障害福祉サービス・障害児通所（又は入所）支援・補装具、介護保険などのサービスを併用し、ひと月の自己負担額の合計が自己負担上限月額（複数の自己負担額のうち最も高いもの）を超えた時に、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

地域生活支援事業については、合算対象にはなりませんが、地域生活支援事業のみで自己負担額が負担上限月額を超過した場合は、高額地域生活支援事業給付費が支給されます。

【高額障害福祉サービス等給付費、高額地域生活支援事業給付費の手続きに必要なもの】

- ・支給申請書
- ・領収書（原本）
- ・預金通帳の写し

Q 1 7 月の途中で他市から岩倉市に転入しました。他市と岩倉市で障がい福祉サービスを利用した場合に、利用者負担はどのようになりますか？

A 1 7 同一月の市町村間の調整は行われませんので、それぞれで負担上限月額まで負担することになります。

Q 1 8 高等部在学中に18歳になりますが、必要性が認められれば引き続き放課後等デイサービスを利用できると聞きましたが、いつまで利用できますか？

A 1 8 引き続き利用が必要と市が認めた場合は利用できます。  
なお放課後等デイサービスの支給は、高等部卒業まで（3月31日まで）となります。

Q 1 9 高等部3年生です。障がい福祉サービスと放課後等デイサービスを利用しています。年度途中で18歳になりますが負担上限月額はどのようになりますか？

A 1 9 障がい福祉サービス、地域生活支援事業は、18歳になった月の翌月から本人とその配偶者の所得の状況から負担上限月額の認定を行います。  
放課後等デイサービスは高校3年3月末までは障がい児とみなし、負担上限額は世帯の所得状況等からの認定を行います。  
そのため、利用されているサービスの種類によって負担上限月額が異なる場合があります。

Q 2 0 受給者証が届きました。利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」とありますが、これは何を意味していますか？

A 2 0 上限額管理の対象となる利用者であることを示しています。  
複数の事業所を利用した場合、各事業所が負担上限月額まで利用者負担額を請求してしまうと、合計で負担上限月額を超えてしまう可能性があります。そこで利用者負担額を請求しすぎることのないように、利用者負担を管理する事業所、利用者負担上限額管理事業所（以下「上限額管理事業所」という。）を定める必



必要があります。

●上限額管理が必要となる判断の目安

- ・受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」と記載されている。
- ・複数の事業所を利用している。
- ・1つの事業所を利用しているが、サービスの種別が異なっている。

Q 2 1 上限額管理事業者になったのですが、何か手続きする必要はありますか？

A 2 1 利用者負担上限額管理の対象利用者と事業者で「利用者負担上限額管理依頼（変更）届出書」を記載して、速やかに市へ提出してください（写しは不可）。

また、利用者が利用している他事業者へ連絡をお願いします。

市では「利用者負担上限額管理依頼（変更）届出書」に基づき、受給者証に上限額管理事業者の記載を行い、受給者証を利用者に交付します。

サービス提供事業所は提供月の翌月3日までに上限管理事業者へ実績報告してください。

※市へ届出書の提出が遅れる・未提出のままにして上限額管理事務を行い上限額管理加算を請求すると、市の情報に上限額管理事業者としての登録がないため、給付費の審査でエラーになり、給付費をお支払いすることができません。

Q 2 2 上限額管理事業者となっています。今月の利用状況を確認したところ、上限額管理事業所でのみの利用でした。上限額管理事務は必要ですか？

A 2 2 必要ありません。

よって上限額管理加算も算定できませんので、ご注意ください。

Q 2 3 高額障害福祉サービス費等給付費の申請に必要な領収書を紛失したため領収書の再発行を利用者に依頼されました。どうすればいいですか？

A 2 3 申請手続きには領収書の原本が必要となります。再発行をお願いします。



Q 2 4 高額障害福祉サービス費等給付費の申請に必要な領収書は、口座振込みした際の「ご利用明細」でもいいですか？

A 2 4 「ご利用明細」では、サービスの種類、利用月、金額の内訳（実費を含んでいるか等）が判断できないため、事業者へ領収書の発行をお願いしてください。

Q 2 5 高額障害福祉サービス費等給付費の申請できる期限はありますか？

A 2 5 サービスを利用した月の翌月から5年間です。

Q 2 6 双子の小学生で二人とも移動支援を利用しています。利用者負担額はどのようになりますか？

A 2 6 世帯で一つの負担上限月額になるため、それを超えて利用者負担する必要はありませんが、受給者証にはそれぞれ負担上限月額を記載しているため、まずはそれぞれ負担上限月額までを支払っていただきます。

後日、負担上限月額を超えた金額を「高額地域生活支援事業給付費」として支給します。対象となる方は、福祉課に申請が必要となります。

## 給付費請求事務関係

Q 2 7 障がい福祉サービス給付費等の請求はいつまでに行えばいいのですか？

A 2 7 サービス提供月の翌月10日です。

Q 2 8 移動支援の単位数単価を教えてください。

A 2 8 市の地域生活支援事業の単位数単価は1単位＝10円です。

Q 2 9 岩倉市の市町村番号を教えてください。

A 2 9 「232289」です。

Q 3 0 4月分の放課後等デイサービスの給付費を受領後に、4月分の請求漏れと実績記録票の記載に誤りが判明しました。上限額管理の必要な利用者ですが、上限額管理事業者に利用者負担額一覧表を送付していません。この場合、どのようにすればいいですか？

A 3 0 「過誤」となります。

上限額管理が必要な場合は、上限額管理事業者に連絡して利用者負担額を調整してもらってください。その結果、他事業者の利用者負担に変動が生じた場合は、その事業者も過誤調整が必要になりますので事業所に連絡してください。

過誤調整する際は、まずは福祉課へ連絡し、過誤申立書を提出してください。

その後に、訂正した請求書等を国保連に送信してください。その際は、実績記録票だけでなく、請求書と明細書も送信してください。

福祉課では、事業所が請求するタイミングと、福祉課が過誤情報を国保連へ送るタイミングを同じ月でお願いしています。この場合、前回の支払確定額を取下げ(マイナス計上)した後、過誤で再請求した給付費を計上します(相殺処理)。

Q 3 1 地域生活支援事業給付費を月遅れ請求する必要が生じました。その場合の請求書はどのように記載すればいいですか？

A 3 1 福祉課にご相談ください。

Q 3 2 居宅介護の請求に誤りがあったため、過誤調整をしました。返還金額が多額のため、当月請求した金額より超えています。どうなりますか？

A 3 2 支給が確定した金額より返還金額が多い場合は、相殺できなかった金額をお支払いただきます。国保連より納付書が送付されます。

詳しくは国保連にご確認ください。

Q 3 3 生活介護と短期入所(同一事業所番号)のサービス提供を行った月で、短期入所の請求に誤りが判明しました。短期入所のみ過誤請求を行えばいいでしょうか。

A 3 3 生活介護、短期入所の両方とも請求してください。

過誤請求は**事業所番号単位**で行います。

詳しくは国保連にご確認ください。

Q 3 4 加算を算定し忘れていたため、過誤調整したいのですが、算定したい加算のみの明細書を作成すればいいですか？

A 3 4 先に請求した内容に、算定し忘れていた加算も含めて明細書を作成してください。詳しくは国保連にご相談ください。

Q 3 5 放課後等デイサービス事業者です。利用者に確認してもらおうサービス提供実績記録票ですが、国保連に伝送した実績記録票データの印刷帳票に一括して利用者確認印（署名）をもらってもいいですか？

A 3 5 認められません。  
サービス提供の都度、その内容を記録し、その記載した内容について利用者に確認を求める必要があります。

Q 3 6 持参してきた食べ物を温めただけでも、食事提供加算の対象になりますか。

A 3 6 対象になりません。

Q 3 7 生活介護事業者です。サービス提供実績記録票のサービス提供時間は、運営規定に記載されている営業時間を書けばいいでしょうか？

A 3 7 サービス提供時間については、営業時間等ではなく実際にサービス提供を開始した時刻・終了した時刻を記録します（送迎時間は含めないこと）。

Q 3 8 移動支援のサービス事業者です。市へ給付費の請求をする際に添付するサービス提供実績記録票は、原本を提出する必要がありますか？

A 3 8 利用者が確認した（印または署名のあるもの）サービス提供実績記録票の写しを提出してください。  
原本は事業所で保管してください。必要に応じて原本を確認させていただく場合もあります。

Q 3 9 移動支援の事業者です。請求書の記載を誤ったので、修正液を使用して訂正してもいいですか？

A 3 9 使用しないでください。  
訂正印を使用するか、修正液で修正した場合は、コピーしたものに代表者印を押印して提出してください。なお、請求書の請求金額を訂正印で訂正したものを

市へ提出することはできません。

Q 4 0 「法定代理受領」とは何ですか。また「法定代理受領額通知」とはどのようなものですか？

A 4 0 「法定代理受領」とは事業者が利用者に代わり、市町村から給付費を受領するしくみのことをいいます。法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知（法定代理受領額通知）しなければなりません。

法定代理受領額通知についての様式は指定様式がありませんので、事業所で作成する必要があります。

## 介護給付費・訓練等給付費

### 居宅介護

Q 4 1 家事援助における共有スペースの取り扱いはどのように考えれば良いのですか？共有スペースの掃除等の支援は行うことができないのですか？

A 4 1 家事援助はあくまでも利用者本人のための支援であるため、家族等と共有している風呂場やトイレ、居間などの共有スペースの掃除等の支援は原則としてできません。これは、家族等と同居している場合は、家族等も共有して使用していることから、本人のための支援という範囲を超えて家族等に対する支援になってしまうと判断しているためです。

ただし、すべての同居の家族等が障がい福祉サービスや介護保険の訪問介護サービスを受給しているなど、特別な事情がある場合は、福祉課へ個別に相談をしてください。

Q 4 2 家事援助において調理の支援を行う場合、ヘルパーが利用者の居宅へ行く途中に買い物をしていくことはできますか？

A 4 2 家事援助において買い物、調理の支援を行う場合は、原則としてヘルパーは利用者の自宅に立ち寄ってから購入すべき食品又は日用品等を利用者に確認し、店舗に向かうこととしています。

目的の店が遠く時間を要するなどの事情がある場合については個別に対応する必要があるため、福祉課へ相談をしてください。

Q 4 3 通院等介助において「身体介護を伴わない」の支給決定を受けている場合、身体介護を受けることはできますか？

A 4 3 できます。

通院等介助における「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断は、障害支援区分及び認定調査項目によって決められます。「身体介護を伴わない」＝「身体介護を行わない」ということではありませんので、ご注意ください。

「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」のどちらが中心的に支援されるかということであり、具体的な身体介護は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も発生します。

Q 4 4 「通院等介助」のサービス提供を受けて病院へ行く場合、院内でのサービス提供はどのように考えれば良いのですか？

また、診察中、治療中はいかなる理由があっても報酬算定することはできないのですか？

A 4 4 院内介助については、原則として病院内のスタッフにより対応されるべきだと判断していますが、通院する病院の規模やスタッフの配置等の事由により、病院内のスタッフによる介助が受けられないというケースが想定されます。こういった場合は病院等の状況を明確にすることにより、その必要性を検討した上で、「通院等介助」で算定できるように対応していきます。

ただし、診察中及び治療中については、診療報酬が発生しているため、「通院等介助」で算定することはできませんので、ご注意ください。

院内でのサービス提供をする場合は、個別に対応する必要があるため、サービス提供前に福祉課へ相談をしてください。

Q 4 5 病院での診察後に買い物に寄りたいのですが、「通院等介助」のサービスの範囲内で行くことはできますか？また、食事の場合はどうですか？

A 4 5 「通院等介助」は「官公署に公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合」、「病院等に通院する場合」、「見学のために指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合」としてはいますが、その途中で短時間（概ね10分程度）で済ませることのできる買い物の範囲であれば、「通院等介助」の範囲内で算定することができます。

ただし、すごく時間がかかるような「買い物」自体が1つの目的となっている場合は、「通院等介助」では算定することができません。こういった場合は、病院の診察後（前）に「移動支援」を受給して買い物に行くなどして対応してください。

具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供前に福祉課へ相談をしてください。

Q 4 6 見守り行為は身体介護で算定できますか？

A 4 6 できません。

身体介護は身体に関わる内容で支援されているかで判断しますので、見守り行為では算定できません。

Q 4 7 利用者とヘルパーが共同で掃除や調理等を行う場合は、身体介護として算定できますか？

A 4 7 居宅介護における共同実践については、身体介護として算定することができます。対象については、アセスメントの中で本人の能力から、共同で実践することによって能力の向上が見込まれる場合に支給決定します。支援を行うなかで能力の向上が今後見込めないと考えられる場合は家事援助等の適切なサービスへの見直しを行います。

なお、当日の体調により共同実施ができないという場合は、身体介護ではなく家事援助で算定を行ってください。

サービスの支給決定や利用に関しては、個別に対応する必要があるため、サービス提供前に福祉課へ相談をしてください。

Q 4 8 利用者とヘルパーが共同で調理を行う場合に、家族の分も作ることができますか？

A 4 8 できません。

Q 4 9 通院等介助を利用して障がい児を病院へ連れて行くことはできますか？  
また、その場合保護者は同伴しなければならないのですか？

A 4 9 できます。

原則として、保護者の同伴が必要となります。ただし、家事援助の育児支援を利用しようとする場合は、福祉課にご相談ください。

Q 5 0 居宅介護等のサービスにおいて、ヘルパーの2人派遣の基準はありますか？

A 5 0 あります。

※ヘルパーの2人派遣を認める要件



2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、行動援護、ケアスタッフ、生活サポート、移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合

- 1 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

⇒例) 体重が重い利用者に入浴介助等の重介助を内容とする居宅介護を提供する場合、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等

- 2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他障害者等の状況等から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

(注) 個々のケースによりますので、必ず福祉課にご相談ください。

Q 5 1 利用者が訪問入浴のサービス提供を受けている時間に、家事援助のサービス提供はできますか？

A 5 1 できません。

同一時間帯に複数の障がい福祉サービスに係る報酬を算定することはできません。家事援助では、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきことから、本人不在のときは、家事援助のサービス提供はできません。

## 重度訪問介護

Q 5 2 重度訪問介護と居宅介護を併せて申請及び利用をすることはできますか？

A 5 2 重度訪問介護とは、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が比較的長時間にわたり、断続的に提供される支援をいいます。

したがって、重度訪問介護については、従来の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の支援が断続的に行われることを総合的に評価して設定していますので、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービスを算定することはできません。

ただし、サービスを提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業所が身体介護等を提供する場合には、この限りではありません。具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時に障がい福祉課へ相談をしてください。



Q 5 3 現在、重度訪問介護について50時間、重度訪問介護の移動介護として15時間の支給決定を受けています。この移動介護の15時間は、重度訪問介護全体の50時間の中に含まれるのでしょうか？それとも、重度訪問介護として、65時間まで利用することができるのでしょうか？

A 5 3 含まれます。

重度訪問介護の移動介護の支給量は、重度訪問介護全体の支給量の内数になりますので、このケースでは重度訪問介護の身体介護、家事援助、見守り等の支援に移動支援も加えて50時間となります。

Q 5 4 重度訪問介護については、「見守り介護」についてもサービス内容として含まれているのですか？

A 5 4 「見守り介護」は「重度訪問介護」のサービス内容に含まれています。

## 生活介護

Q 5 5 欠席時対応加算を算定しますが、別にキャンセル料を利用者からもらうことはできますか？

A 5 5 できません。

## 生活介護＋就労継続支援 B 型

Q 5 6 生活介護と就労継続支援 B 型の併給は可能ですか？

A 5 6 日中活動の場は固定すべきと考えますが、必要性が認められれば併給可能です。ただし、同日の併用はできません。

## 生活介護＋日中一時支援

Q 5 7 生活介護と日中一時支援の同日利用は可能ですか？

A 5 7 家庭の状況等でやむを得ない状況で必要性が認められれば可能です。

## 就労継続支援B型

Q 5 8 一般就労（アルバイトを含む）している者は予定が空いている日または時間にB型を利用することはできますか？

A 5 8 B型は一般就労を継続することが困難な方が対象のサービスになるため併給できません。

## 就労移行支援

Q 5 9 就労移行支援を何度も利用することは可能ですか？

A 5 9 一度就労等を理由に利用停止し、再び別の目的や内容で利用する場合は検討しますので福祉課にご相談ください。

Q 6 0 2年の期間を延長して支給決定することはできますか？

A 6 0 サービス等利用計画により、必要性が感じられ審査会で延長が認められた場合は最長で1年間、期間延長できます。

## 共同生活援助(GH)

Q 6 1 グループホームの利用者が、帰省中に居宅介護を利用することはできますか？

A 6 1 共同生活援助の利用に係る報酬が全く算定されていない期間中（帰省日と施設に戻る日以外）に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を受けることができます。ただし、障害支援区分等が利用要件に該当している場合に限りません。

Q 6 2 グループホーム入居中の利用者について慢性疾患があるため、通院等介助を利用したいのですができますか？

A 6 2 できます。

慢性疾患等の障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合は、月2回を限度に通院等介助を算定することができます。

Q 6 3 利用者が入院していたため、グループホームの利用はないのですが、特定障害者特別給付費の請求はできますか？

A 6 3 できません。

本体報酬の請求がない場合は、特定障害者特別給付費の請求はできません。

## 地域生活支援事業

### 移動支援

Q 6 4 移動支援で提供できるサービスの内容は、どのようなものがありますか？

A 6 4 移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な内容については、以下のとおりとなります。

#### ●移動支援の対象と考えられるサービス内容

- ・外出のための準備（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持・金銭の授受等）
- ・外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

Q 6 5 移動支援で利用できる場合できる場合またできない場合とは、どのような時ですか？

A 6 5

#### ●利用できる場合

1. 社会生活上必要不可欠な外出
  - (1) 権利、義務に関する相談、手続き
  - (2) 財産の保全や金銭の貸借に係る手続き
  - (3) 官公署や金融機関で行う手続きや相談
  - (4) 通勤や通所、通学の経路取得など（半年間で取得できる者に限る）
  - (5) 自治会活動など地域活動等への参加
  - (6) 買い物するための外出
  - (7) 不定期に通院する場合
2. 余暇活動などの社会参加のための外出

- (1) 自己啓発や教養を高めるもの
  - ・講座、習い事（3か月以内のもの）
  - ・文化活動への参加
  - ・冠婚葬祭、墓参り
  - ・ボランティア活動
  
- (2) 体力増強や健康維持・増進を図るもの
  - ・スポーツジムやプールなど
- (3) 生活の内容や質の充実を高めるもの
  - ・レジャーやレクリエーション
  - ・スポーツ観戦、映画鑑賞など

●利用できない場合

1. 通勤、営業などの経済活動に係る外出

- (1) 通勤、営業などの通勤
- (2) 会社、自営業などの営業活動

2. 通所、通学に係る外出

(※それまで送迎にかかる支援を行っていた保護者が「入院や病気などにより通常に行っていた送迎ができなくなった場合」については、一定期間移動支援での対応を認める場合があります。)

- 3. 通年かつ長期にわたる外出
- 4. 社会通念上適当でない外出
- 5. 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合
- 6. ヘルパー自身が運転する自動車での外出

Q 6 6 1回のサービス提供時間に制限はありますか？

A 6 6 ありません。

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q 6 7 移動支援の身体介護の有無の判断基準はどのようになっていますか。

A 6 7 移動支援を行うにあたって身体介護が必要となる可能性がある場合に「身体介護あり」で支給決定します。

請求する際には、サービス提供時に実際に身体介護を行ったか否かではなく、支給決定の身体介護の有無に基づいて請求してください。

Q 6 8 移動支援を使って、市外の施設へ移動は可能ですか？

A 6 8 可能です。

Q 6 9 移動支援を利用したいのですが、年齢の制限等がありますか？

A 6 9 就学児以上であれば可能です。

Q 7 0 支援時間中のヘルパーの昼食代は、利用者に請求できますか？

A 7 0 できません。

ただし、常識的範囲内を超えた高額な食事を、ヘルパーと一緒に食べることを利用者が希望した場合は、利用者負担となります。この場合、負担については事前に協議して取り決めておくことが望ましいと考えます。

Q 7 1 映画やコンサートなどのヘルパー分のチケット代は利用者に請求できますか？

A 7 1 できます。

Q 7 2 移動支援を利用して、プールへ行くことはできますか？

A 7 2 可能です。プールの場所は市内外を問いません。

安全面での観点から、プールでの支援をしている間は、一緒にプールへ入るかプールサイド等で活動状況を把握できるように努めてください。

見学スペース等で見守りだけの時間は算定することはできませんので、注意してください。

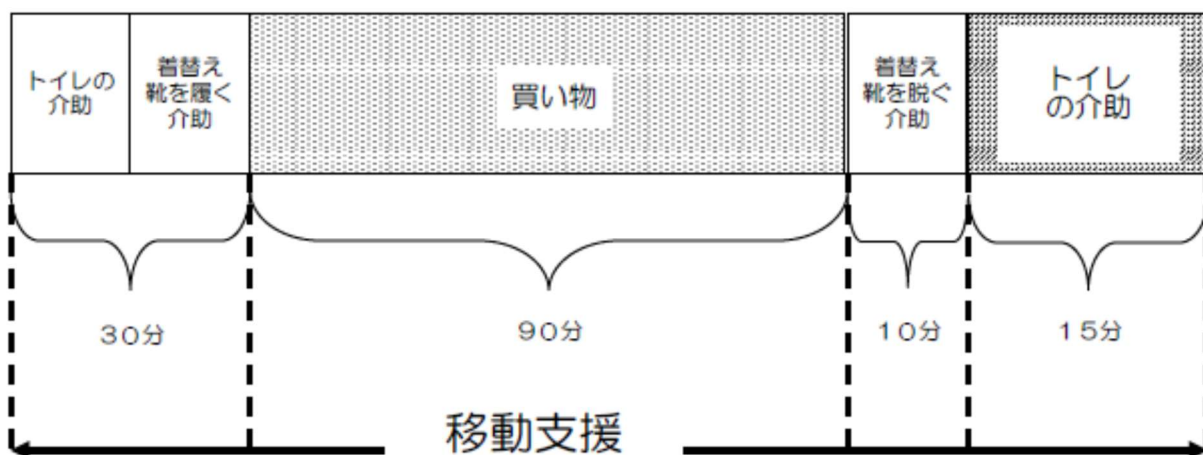
報酬については、自宅を出発して、帰宅するまでを一貫して算定してください。

Q 7 3 移動支援において「外出のための準備も算定できる」とありますが、具体的な支援内容や時間について教えてください。

A 7 3 外出前及び外出後の支援(例えば必要な持ち物の確認及び準備、トイレ、移乗、着替え、靴やコートの着脱、手洗いうがいなど)にかかる時間については、おおむね30分程度と考えています。

【具体的な事例】

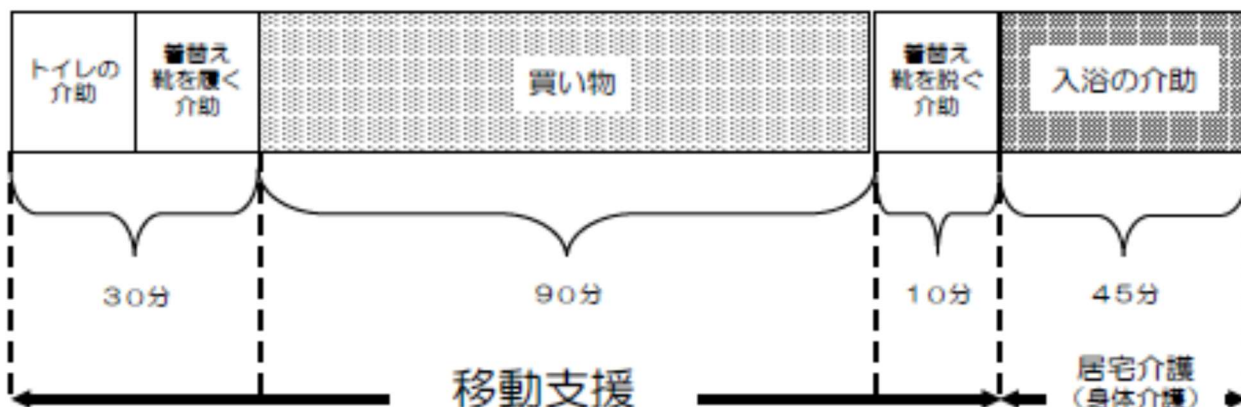
移動支援を利用して買い物に行きます。外出前には外出のための準備としてトイレの介助、着替え、靴を履く介助を行います。外出後にも外出後の介助として、トイレの介助、着替え、靴を脱ぐ介助を行います。



この例では、トイレの介助から外出後の着替え、トイレの介助までの145分を  
通算して移動支援で算定します。

【外出後に30分以上の入浴介助を行った場合】

移動支援を利用して買い物に行き、外出後に入浴介助の支援を行います。また、  
外出前後には、トイレの介助、着替え、靴の着脱の介助も行いました。



この例では、トイレの介助から外出後の着替え、靴を脱ぐ介助までの130分  
を移動支援で算定し、外出後の入浴を居宅介護（身体介護）で算定します。

Q 7 4 事業所からの帰りに買い物をしてから帰宅をしたいのですが、移動支援を利用することはできますか？

A 7 4 可能です。

事業所を出発（到着）地点として買い物などを目的に移動支援を利用することができます。ただし、寄り道をすれば通所施設からの送迎に利用できるといった誤解を招かないように留意してください。

Q 7 5 移動支援において、食事やトイレの介助を必要としない利用者の場合、食事やトイレの介助を必要としない時間帯は移動支援として算定することはできますか？

A 7 5 できます。  
食事やトイレも外出の一連の活動と考え、その介助の必要性は問いません。

Q 7 6 グループホームに入居中に移動支援を利用することはできますか？

A 7 6 可能です。

Q 7 7 最寄り駅でヘルパーと待ち合わせをして、そこから移動支援を利用することはできますか？

A 7 7 可能です。  
最寄り駅だけでなく、移動支援の提供事業所などで待ち合わせをして、買い物等の外出支援の終了後に待ち合わせ場所等で解散するということもできます。

Q 7 8 事業所や学校から短期入所事業所への送迎を目的として、移動支援を利用することはできますか？

A 7 8 できません。

Q 7 9 移動支援を同日に複数回利用することはできますか？

A 7 9 可能です。  
回数制限はありませんので、同日に複数回にわたって移動支援を利用することができます。また、同日に複数の事業所を利用することもできます。

Q 8 0 移動支援で外出のための準備（着替えやトイレの介助など）をしたあとで、雨天や荒天のため外出を中止することになりました。  
この場合、外出自体が中止となっていますが、移動支援の報酬は算定できますか？

A 8 0 外出のための準備に要した時間がおおむね20分以上である場合は、利用者と事業者の合意のもとで、移動支援の報酬を算定することができます。雨天や



荒天限らず、利用者の体調が突然悪くなったという場合などにおいても、同様に外出のための準備に要した時間を移動支援の報酬として算定することができます。

また、雨天時に雨が上がるのを待ってから外出をするという場合においては、外出までの待ち時間（目安としておおむね30分程度）も報酬算定することができます。

移動支援の提供事業所と利用者において、移動支援の利用契約を締結する際に雨天や荒天、体調不良によるキャンセル時に事前に事業所へ連絡をすることや、ヘルパーが利用者の家に到着後に外出を中止した場合の報酬の取扱いなどについて事前に取り決めを行い、事業者と利用者の間で合意を得るおくことが望ましいと考えます。

**Q 8 1** 短期入所中に移動支援を利用することはできますか？

A 8 1 できません。

これは、短期入所中は短期入所事業所において支援されるべきであると判断しているためです。ただし、短期入所の退所日に自宅に戻った後で、移動支援を利用して外出する場合は移動支援を利用することができます。

**Q 8 2** 子どもが移動支援を利用しています。親子参加型のイベントに、保護者の代わりにヘルパー（移動支援）を使うことは可能ですか？

A 8 2 可能です。

**Q 8 3** 移動支援を利用して全3回の講座へ参加したいのですが、利用できますか？

A 8 3 可能です。

おおむね3ヶ月以上の習い事等においては、移動支援を利用することはできませんが、今回のケースのような短期的な講座の場合においては、移動支援を利用することができます。

なお、受講中の時間帯について報酬算定できるどうかは、ケースによりますので福祉課にご確認ください。

**Q 8 4** ヘルパーの運転する車で目的地に移動することは可能ですか。また、運転している時間を算定できますか？

A 8 4 ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

ただし、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の有無にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。なお、道路運送法上の許可又は登録を受けずにヘルパーが自ら運転する車両で運送を行った場合は、運転時間だけでなく、前後の介護部分や目的地内での支援についても移動支援の報酬算定ができません。

Q 8 5 1泊2日で旅行するのですが、移動支援を利用することはできますか？

A 8 5 移動支援は一日の範囲内で用務を終えるものとしていますので算定できません。

Q 8 6 利用者の家族から、移動支援で出かけた後、自宅に戻らずに短期入所事業所へ送迎してもらいたいと申し出がありました。移動支援をどのように算定すればいい

いでしょうか？

A 8 6 目的地での用件が終了した時点で移動支援の終了となります。

移動支援で算定できる時間と私的に利用する時間をきちんと記録に残しておく必要があります。家族への引き渡しができないことも踏まえ、利用者と対応について事前に協議しておいてください。

また、短期入所への送迎が主の目的と思われるような移動支援の支援は認められません。目的と目的地を明確にしてください。

Q 8 7 ファミリーレストランを目的地とした移動支援をお願いされました。保護者が送迎するため、ヘルパーは目的地支援のみになります。移動支援として算定できますか？

A 8 7 できません。

移動支援は目的地までの移動を支援することを原則としており、目的地で集合する「目的地内での支援にとどまる移動支援」については認めていないためです。

Q 8 8 天候不順の場合はどうに対応すれば良いですか？

A 8 8 基本的に事業所の判断にお任せします。安全面も含めて利用者と相談してください。ただし、外出できなかった場合には報酬算定しないでください。

Q 8 9 自転車に乗っての併走支援は可能ですか？

A 8 9 常時介護できる状態での付き添いが前提であり、ヘルパーが自転車に乗ることで急な危険を回避できず、利用者の安全を保障することができないため認められません。

Q 9 0 利用者本人の運転に同乗した場合、報酬算定して良いですか？

A 9 0 本人が運転する車に同乗した場合は算定できません。ただし、外出支援をする観点から同乗した時間を除けば目的地で移動する支援については算定可能です。その際には、サービスの起点、終点の場所を本人の自宅若しくは生活基盤になっている事業所や安全性が担保されている公共施設にしてください。

Q 9 1 海や川に入って行う支援は算定可能でしょうか？

A 9 1 余暇活動の一環として支援は算定可能です。ただし、安全性が確保されていることが前提になります。

## 障がい児通所支援

Q 9 2 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、具体的には何を指しますか？

A 9 2 学校教育法施行規則第 6 1 条及び第 6 2 条の規定に基づく休業日を言います。具体的には、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日を指し、私立学校においては、当該学校の学則で定める日を指します。

また、学校教育法施行規則第 6 3 条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）を指します。なお、出校日は休業日扱いとなります。

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の扱いにはなりませんので、ご注意ください。

Q 9 3 放課後等デイサービスの事業所において、休業日に利用している障がい児と授業終了後に利用している障がい児がいる場合、報酬算定はどうなるのでしょうか？

A 9 3 個々の障がい児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬を算定してください。

なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではありませんが、休業日利用の場合、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、休業日利用の方が高い報酬が設定されていることから、事業所におかれましては、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保していただくようお願いいたします。

Q 9 4 児童発達支援事業所について午前と午後で別の事業所を利用できますか？

A 9 4 同一日の障がい児通所支援の複数利用を認めていないため、利用できません。

Q 9 5 保育所等訪問支援の訪問先として、放課後児童クラブを対象としても良いのですか？

A 9 5 事業の目的（障がいのある児童とない児童が集団生活を営む施設に通っている障がい児に対し、集団生活への適応訓練を供与する）を踏まえ、市が必要であると判断した場合は、放課後児童クラブを対象とすることができます。

また、障がい児通所支援事業者等の障がい児に対する専門的な支援を提供している施設、障がい児の自宅は対象外となりますので、ご注意ください。

Q 9 6 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、徒歩による送迎に職員が付き添いをした場合でも送迎加算の算定の対象になりますか？

A 9 6 徒歩による送迎においては送迎に係る費用が発生していないため、送迎加算を算定することはできません。

Q 9 7 放課後等デイサービス利用者から、送迎における実費を徴収可能することはできますか？

A 9 7 できません。

実費に関することは、厚生労働省の平成24年3月30日障発0330第31号「障がい児通所支援又は障がい児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」を確認してください。

**Q98** 放課後等デイサービスにおいて学校と事業所間の送迎を行った場合、送迎加算を算定することはできますか？

**A98** 放課後等デイサービスでは、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースのときに、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定することができます。

以下のいずれかに該当し、それが個別支援計画に記載されている場合とします。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。
- ③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。
- ④ その他、市町村が必要と認める場合

※例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などを考えられます。

**Q99** 長期休暇時や学校休校日等で放課後等デイサービスの利用の前後でヘルパーが送迎することは可能ですか？

**A99** 利用できません。

**Q100** 送迎の範囲外利用者がいる場合、移動支援を利用しての通所は可能ですか？

**A100** 利用はできません。

Q101 児童発達支援を双子の子どもが利用しています。そのうち一人の受給者証に「第2子軽減」と記載がありました。どういう意味ですか？

A101 「第2子多子軽減対象者」という意味です。

平成26年4月から、障がい児通所支援を利用している児童とその同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う、または、障がい児通所支援を利用する児童がいる場合、障がい児通所支援を利用する児童の利用者負担が軽減されています。

利用者負担額が次のとおりとなります。

**第2子の場合：障がい児通所支援に係る費用総額の100分の5の額**

**第3子以降の場合：無償**

双子の場合は、双子以外の兄又は姉が保育所等に通っていなければ、双子の兄又は姉が第1子、双子の弟又は妹が第2子となり、「第2子軽減対象者」となります。